

下記の業務委託について、一般競争入札を行いますので、磐田市契約規則（平成 17 年磐田市規則第 32 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 8 月 2 5 日

磐田市長 草地 博昭（公印省略）

記

1 入札執行者 磐田市長 草地 博昭

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第 1 号
- (2) 件 名 令和 7 年度磐田市役所本庁舎他産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託
- (3) 履行場所 仕様書のとおり
- (4) 業務内容 仕様書のとおり
- (5) 契約期間 契約日の翌日から令和 10 年 9 月 30 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- (6) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

3 予定価格(税込み)

当該入札において落札者が決定された後、速やかに公表するものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

磐田市における物品製造等競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 磐田市内に主たる営業所を有する者であること。
- (5) (4)の営業所が、磐田市の物品製造等入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。
- (6) 令和 7 年度の磐田市物品製造等入札参加資格者名簿にある 73 その他委託のうち 14 産業廃棄物処理業務に登録されている者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 入札参加者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条第 1 項及び同法第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。許可書の産業

廃棄物の種類に、「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を有していること。

- (9) 入札参加者が、(8)の許可について一方の許可しか受けていない場合、他方の許可を持ち(6)の条件を満たす別事業者と業務提携を行い、委託業務提携会社届出書(様式第3号)を提出することで(8)の条件を満たすものとする。
- (10) 磐田市制限付き一般競争入札実施要綱(平成21年3月25日告示第42号)第10条に規定する事業協同組合等とその組合員又は構成員は、同一の制限付き一般競争入札に参加することはできない。また、同一の者が構成員である事業協同組合等は、同一の制限付き一般競争入札に参加することができない。

5 仕様書等の閲覧及び貸出

- (1) 閲覧及び貸出期間(データ取得)
令和7年8月25日(月)から令和7年9月9日(火)まで
- (2) 閲覧及び貸出場所
以下の箇所にて閲覧及び貸出しを行う。
・市ホームページ(指定箇所よりダウンロードすること。)

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、以下の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は申請書の提出期限とする。ただし、提出期限までに申請書及び提出書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
 - ① 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
 - ウ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
 - エ 収集運搬業者と処分業者との委託業務提携会社届出書(様式第3号)
*収集運搬業者と処分業者が同一の場合は不要
 - ② 提出期間
令和7年8月25日(月)から令和7年9月1日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時00分まで(提出期間初日は午後1時30分から、提出期間最終日は午後3時00分まで提出できるものとする。)
 - ③ 提出場所
磐田市 企画部 資産経営課 資産管理グループ(連絡先:0538-37-4804)
 - ④ 提出方法
本入札の参加希望者は、市ホームページからダウンロードした申請書を使用し、必要事項を記載の上、②の提出期間内に、③の提出場所へ持参すること。(電子メール、ファクシミリ、郵送等による提出は、認めない。)
- (2) 入札参加資格の有無に関しては、入札参加資格確認通知書(様式第2号)を令和7年9月4日(木)午後5時00分までにファクシミリで、本入札の参加希望者全員に通知する。本入札の参加希望者は、通知を受信した旨を令和7年9月5日(金)午後5時00分までに(1)③の提出場所へ電話連絡を必ずすること。
- (3) (2)において入札参加資格無しと通知された者は、その資格無しの理由について令和7年9月5日(金)午後5時00分までに文書にて説明を求めることができるものとする。

ただし、説明請求の文書を(1)③の提出場所へ持参すること。

- (4) (3)により説明を求められた場合、説明を求めてきた者に対し令和7年9月8日（月）午後5時00分までに文書にて回答をする。ただし、説明を求められた後、入札参加資格有りと判断された者については、令和7年9月8日（月）午後5時00分までに文書で入札参加資格確認結果通知書を交付する。

(5) その他

- ① 申請書の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 申請書に用いる言語は、日本語とする。
- ③ 入札執行者は、提出された申請書を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限後における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書は、返却しない。
- ⑥ 提出された申請書は、公表しない。

7 仕様書等に対する質問

- (1) 本公告文及び仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い質問（回答）書により説明要求すること。

① 提出方法

文書により7(1)③の受付場所へ持参で提出すること。なお、質問（回答）書は、市ホームページに掲載される指定の様式を使用すること。

② 受付期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで
（受付期間初日は午後1時30分から、受付期間最終日は午後3時00分まで受け付けできるものとする。）

③ 受付場所

磐田市 企画部 資産経営課 資産管理グループ

- (2) (1)の質問に対する回答書は、当該入札参加資格を有する者全員へ次によりファクシミリで送信する。

① 回答期日

令和7年9月5日（金）午前8時30分から正午までの時間帯

② 送信元

磐田市 企画部 資産経営課 資産管理グループ

- ③ 当該入札参加資格を有する者は、回答書をファクシミリで受信後速やかに受信した旨を送信元へ必ず連絡すること。（連絡先：0538-37-4804）

8 入札方法、入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札日及び入札執行開始時間

令和7年9月10日（水）午前10時00分

ただし、入札者全員が上記時間前に入札会場に集合し、かつ、全員が了解した場合、上記の入札執行開始時間前に入札執行ができるものとする。

- (2) 入札及び開札の場所

磐田市国府台3番地1 磐田市役所本庁舎 4階第2会議室

- (3) 調査基準価格及び最低制限価格の有無

無

(4) 入札方法に係る事項

- ① 落札決定に当たっては、仕様書に示した条件に対して **3年間の総額**に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- ② 年度ごと収集運搬費及び処分費の内訳が記載された内訳書（市ホームページ記載）を入札書と同時に提出すること。なお、内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とし、その合計額は入札書に記載する金額と一致すること。ただし、指定する内容が記載されていれば貴社作成の様式でも可。
- ③ 入札執行回数は、2回を限度とする。（再入札の場合がありますので、入札書及び内訳書は余分に用意願います。）
- ④ 電子メール、ファクシミリ、郵送等による入札は認めない
- ⑤ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。
- ⑥ 入札執行に当たっては、入札参加資格確認通知書（写しでも可）を持参すること。
- ⑦ 入札執行開始時間までに入札会場に入場しない場合は、失格とする。
- ⑧ 各入札参加有資格者は、1名のみが入札会場へ入場できるものとする。
- ⑨ 入札に参加しようとする者が1人の場合においても、入札を執行する。

9 開札

開札は、8(2)に掲げる場所において、入札書提出後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に係りのない市職員を立ち合わせて行う。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者並びに虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、その資格の確認後から入札時点において、4に掲げる資格がなくなった者のした入札は無効とする。

11 入札心得を示す場所

磐田市ホームページ

12 落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項および地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 無

14 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (3) 本契約の履行に用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 条）の定めるところによる。
- (4) 本契約の期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- (5) 本契約は、日本国の法令に準拠する。
- (6) 本入札における適用仕様書は、別添仕様書とする。
- (7) 本入札における適用提出書類等は、公告文に記載のとおりとする。
- (8) 磐田市制限付き一般競争入札実施要綱第 4 条第 2 項に基づき、入札説明書の交付は行わない。
- (9) 契約の締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減して支払う。
- (10) 本業務委託は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。なお、契約の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがあるため、了承の上入札に参加すること。
- (11) 契約日の翌日から令和 7 年 10 月 1 日までの期間は本業務にかかる準備期間とし、この間の業務については、受注者の責任と負担により行うものとし、これにかかる費用は一切発生しないものとするので、了承の上入札に参加すること。
- (12) その他詳細不明の点については、磐田市企画部資産経営課資産管理グループ（〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1 電話番号 0538 - 37 - 4804）に照会すること。